

-----令和2年7月以降-----

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種講習の 実施要領等について

第1 各種講習について

1 これまでの経緯

本県支部では、各種講習の実施に伴う感染拡大防止のため、

4月中は、4/20以降の移動式クレーン運転技能講習①、足場の組立て等特別教育①、熱中症予防指導員研修、丸のこ等取扱い作業従事者教育の4講習を中止、

5月中は、高所作業車運転技能講習①、締固め用機械（ローラー）運転特別教育①、玉掛け技能講習①、職長・安全衛生責任者能力向上教育①の4講習すべてを中止

6月中は、10講習のうち4講習を中止、また、残る6講習についても定員半減などして、新型コロナウイルス感染症予防対策に十分配慮して開催してまいりました。

このような状況の中、令和2年5月25日(月)、新型コロナウイルス感染症対策本部において全都道府県の緊急事態宣言の解除が決定され、会合やイベント等に関しても、適切な感染症予防対策を講じた上で開催することが可能とされたところであります。

2 7月以降の各種講習の実施（案）について

令和2年7月以降の各種講習会を以下のとおり開催致します。

- (1) 協会佐賀及び建設会館のキャパを40人～60人とし、3密を避ける。
- (2) 新型コロナウイルス感染症予防対策本部等において示されたイベント開催制限の段階的緩和の目安等を始め、国や佐賀県からの要請等に十分留意しつつ、講習会場において感染防止のための取組（講習会場における密集回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）を実施する。
- (3) 7月中の各種講習実施の判断基準
 - ① 低圧電気取扱い業務特別教育は、2日目の実技で低圧の活線作業及び活線

近接作業が講師と受講生が濃厚に接触することから中止する。

- ② 刈払い機取扱い作業者安全教育②、振動工具取扱い作業従事者教育、現場管理者統括管理講習、施工管理者のための足場の点検実務者研修①、コンクリート橋架設等作業主任者技能講習は定員を 30 人以内として実施する。
- ③ 7 月下旬に実施予定の車両系建設機械（整地等）運転技能講習②、玉掛け技能講習②については、試験的に 40 人及び 60 人定員で実施する。

3 受講受付について

7 月 1 日(水)から玉掛け技能講習②の受講受付が予定されています。これまで、対面受付を行わず、郵送のみによる受付としてきましたが、対面受付を再開致します。

また、受講料の窓口入金を行うことができるよう対応致します。

4 再交付等

修了証の再交付、書替、また、加入証明書の発行も電話及び F A X のほか、対面受付による交付を行います。

また、再交付手数料は、窓口入金をできるよう対応致します。

第 2 用品販売等

1 受付

7 月 1 日から、対面販売を行います。

2 販売方法

従来どおり、本県支部や分会を経由しての引き取りに戻します。

第 3 その他

1 特別な状況の現出について

新型コロナウイルス感染症拡大が佐賀県まで及び、佐賀県が特別な措置をとったときは、それに倣います。